

令和 7 年 10 月 6 日 (月) 関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和 7 年 10 月 6 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第 5 号 非農地判断について

○出席委員 (16名)

1 番 安田 美雄 君	2 番 河村 清孝 君	3 番 丹羽 英治 君
4 番 吉田 忠男 君	6 番 鵜飼 秀樹 君	7 番 林 百恵 君
8 番 後藤 信一 君	10 番 松永 佳己 君	11 番 足立 宜穂 君
12 番 後藤 一夫 君	13 番 亀山 良平 君	14 番 森 種生 君
15 番 池田 政吉 君	16 番 長尾 始 君	17 番 山田 達史 君
18 番 日置 香 君		

○欠席委員 (3名)

5 番 和田 ひとみ 君	9 番 尾口 文良 君	19 番 田下 喜代 君
--------------	-------------	--------------

○委員以外の出席者 (3名)

農業委員会事務局長 山岡 透 君

農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君

農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

5番 和田委員、9番 尾口委員、19番 田下委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいており、総会は成立しています。

次に議事録署名委員の指名を行います。

6番 鵜飼委員、7番 林委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、西田原公民館から西に600mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1, 030m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというものです。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターから西に500mに位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1, 502m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというものです。

譲受人は、申請地の近隣に移り住み、農業経営を開始したいというものです。

営農計画書が提出されており、野菜を栽培するという内容になっています。

4番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は、関市役所から北に300mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2, 000m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというものです。

譲受人は、農業経営を開始したいというものです。

営農計画書が提出されており、水稻を栽培したいという内容になっています。

5番の案件

議案は2ページ、位置図は5ページになります。

申請地は、殿村集会所から北東に400mから500mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 4筆 957m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというものです。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものです。

6番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は、殿村集会所から北東に400mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆 709m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというものです。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものです。

以上、3番を除く5件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願ひいたします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきましては、私の担当地区となります。特に意見はありません。

4番の案件につきまして、本日欠席されました、尾口委員から、意見は無い旨を伺っております。

5番、6番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

ここで、1番 安田委員は、除斥をお願いいたします。

それでは、3番の案件について事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から西に400mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 49m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、3番について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

3番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号3番について、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は7ページになります。

申請地は、下倉知公民館から西に300mに位置する

登記地目 田、現況地目 雜種地 2筆 991m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、駐車場及び資材置場でございます。

申請人は、駐車場及び資材置場として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、一時転用の期間満了後、雑種地となっており、今後、農地法の手続きを遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更2番と同時許可案件になります。

2番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は、小屋名交差点から北東に600mに位置する

登記・現況地目 田 829m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

申請人は、貸駐車場として利用したいというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願ひいたします。

1番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○ 8 番 (後藤 信一 君)

過去に田畠として利用されていた記憶はありませんが、本来は地目変更等、是正されるべきだったのでしょうか、やむを得ないかと思います。

○議長 (丹羽 英治 君)

2 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 13 番 (亀山 良平 君)

特に意見はありません。

○議長 (丹羽 英治 君)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐 (河村 一成 君)

農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めると言うものであります。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は、肥田瀬グラウンドから西に 600m に位置する

登記・現況地目 田 9 筆 12, 596 m²。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、砂利採取 (一時転用) でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、砂利採取業等を営んでおり、砂利採取をし、終了後ただちに田へ原型復旧し、返還するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可ですが、一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2番の案件

議案は5ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から西に300mに位置する

登記・現況地目 田 592m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲（2区画）として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に300mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 仮換地面積 951m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地宅建取引業等を営んでおり、宅地分譲（3区画）として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は、平賀公民センターから北東に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 雜種地 19m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、平成3年6月より宅地の一部となっており、今後、農地法の手続きを遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、市立富野中学校から南東に200mに位置する

登記地目 田・畠、現況地目 雜種地 2筆 102m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、溶接工場への進入路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、溶接業を営んでおり、溶接工場への進入路として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、平成9年8月より雑種地となっており、今後、農地法の手続きを遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

6番の案件

議案は6ページ、位置図は14ページになります。

申請地は、中濃保育園から南に300mに位置する

登記・現況地目 畠 233m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

7番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、平賀公民センターから北西に200mに位置する

登記・現況地目 畠 234m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の売買業等を営んでおり、宅地分譲（3区画）として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、関警察署から北西に400mに位置する

登記地目 畑・宅地、現況地目 畑 2筆 167.71m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（28区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産売買業等を営んでおり、宅地分譲（28区画）として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、3,000m²を超えていたため、都市計画法29条に基づく許可が必要であります。

9番の案件

議案は7、8ページになります。

位置図は17ページになります。

申請地は、関警察署から北に200mに位置する

登記・現況地目 田・畑 18筆 8,234m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、商業施設用地造成でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地建物取引業等を営んでおり、商業施設用地として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、3,000m²を超えていたため、都市計画法29条に基づく許可が必要であります。

10番の案件

議案は8ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、水ノ輪公園から北に200mに位置する

登記・現況地目 田・畠 2筆 944m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、蓄電所でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、蓄電池の設置工事業等を営んでおり、蓄電所として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

11番の案件

議案は9ページ、位置図は19ページになります。

申請地は、関警察署から北西に300mに位置する

登記・現況地目 田 2, 382m²。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、建設業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、不動産の仲介売買業等を営んでおり、分譲住宅（7区画7棟）として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000m²を超えており、関市開発指導要綱に基づく協議が必要あります。

12番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北西に200mに位置する

登記・現況地目 田 945m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（4区画4棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、不動産の売買業等を営んでおり、分譲住宅（4区画4棟）として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 3番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから南に600mに位置する
登記・現況地目 田 675m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、土木建築工事業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、土木建築工事業等を営んでおり、土木建築工事業資材置場として利用するという
ものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま
す。

1 4番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、中之保グラウンドから東に700mに位置する
登記・現況地目 田 805m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、消火設備工事業トラック駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、消火設備工事業を営んでおり、消火設備工事業トラック駐車場として利用する
ものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま
す。

1 5番の案件

議案は10ページ、位置図は23ページになります。

申請地は、明ヶ島地区農業集落排水処理場から西に500mに位置する
登記地目 田・畑、現況地目 山林 6筆 813m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、植林でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、植林として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、昭和37年より植林として利用されており、今後、農地法の手続きを遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に500mに位置する

登記地目 田、現況地目 原野 2筆 1, 295m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、運送業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、一般貨物自動車運送事業等を営んでおり、運送業駐車場として利用するというものでございます。

9月11日に現地を確認したところ、昭和55年より原野として利用されており、今後、農地法の手続きを遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1, 000m²を超えていたため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

以上、16件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番、3番、4番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきましては、私の担当地区となります。

特に意見はありません。

6番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○ 4 番 (吉田 忠男 君)

特に意見はありません。

○議長 (丹羽 英治 君)

7 番の案件につきまして、本日欠席された、和田委員から意見は無い旨を伺っております。

8 番、9 番、10 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○ 10 番 (松永 佳己 君)

特に意見はありません。

○議長 (丹羽 英治 君)

11 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 11 番 (足立 宜穂 君)

特に意見はありません。

○議長 (丹羽 英治 君)

12 番、13 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 13 番 (亀山 良平 君)

特に意見はありません。

○議長 (丹羽 英治 君)

14 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○ 15 番 (池田 政吉 君)

去年、農業振興地域からの除外申請のあった案件ですが、去年から状況は変わっていませんので、問題ありません。

○議長 (丹羽 英治 君)

15 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○ 16 番 (長尾 始 君)

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

16番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、意見は無い旨を伺っています。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

農地法のこととは、少し話が逸れますが、私の担当地区でも宅地分譲が増えているのですが、ごみステーションの設置について、計画の段階で確認をしていただきたいです。2番の案件の近くでも、15区画ほどの宅地分譲がありますが、ごみステーションがないようです。ごみステーションは自治会の管理でして、自治会長から聞いた話でも、小さいごみステーションなので、キャパシティーが足りず、困っているということでした。例えば、申請の段階で、自治会の同意を取ることはできないでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

1,000m²を超えてるものについては、関市開発指導要綱による協議、3,000m²を超えてるものについては、都市計画法による許可のなかで、環境課が事業者に対して、既設のごみステーションを使うのか、新設するのか、協議をするよう意見を出している状況です。今回の2番の案件では、開発協議等はかかりませんが、誓約書の内容で、周辺への被害防除も記載があるので、代理人を通して、事業者に対して、そのことについて、確認をしていきたいと考えております。1,000m²以上のものについては、環境課にどの程度の回答を求めているかを確認したいと思います。

○1番（安田 美雄 君）

8番の案件はどうですか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

一体利用地を含めると、3,000m²を超えるので、環境課が事業者に意見を求めるということを行っております。

○1番（安田 美雄 君）

自治会の同意書をもらうことはできないですか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

ごみステーションについては、環境課が意見をすることになっていますので、どのような対応をしているかは、環境課に確認しますし、自治会の了解を書面で求めてほしいという意見があったことは、環境課にも伝えさせていただきます。

○ 1番（安田 美雄 君）

今後も宅地分譲が増えていくと思われ、地元からもそういった要望がありましたので、農地法からは逸れましたが、発言をさせていただきました。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決を行います。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号15番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号16番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求める

1番の案件

議案は11ページ、位置図は25ページになります。

申請地は、中濃保育園から南に300mに位置する

現況地目 畑 233m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は、一般個人住宅を計画していましたが、申請地よりも利便性の高い土地を見つけたため、転用する必要性がなくなりました。今回、譲受人から一般個人住宅の駐車場として利用したいとの申出を受けたための事業計画変更であります。

5条6番と同時許可案件になります。

2番の案件

位置図は26ページになります。

申請地は、下倉知公民館から西に300m に位置する

現況地目 雜種地 2筆 991m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業計画者が行っていた砂利採取を完了したが、土地所有者が恒久転用する必要が生じたための事業計画変更であります。

4条1番と同時許可案件になります。

以上、2件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第4号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第5号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地判断について

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は 12 から 13 ページになります。

1 番の案件

位置図は 27 ページになります。

中之保グラウンドから西に 1, 200 m

登記地目 畑 現況地目 山林原野 1 筆 727. 00 m²。

2 番の案件

位置図は 28 から 29 ページになります。

道の駅ラステン洞戸から西に 400 m から 1000 m に点在する

登記地目 田・畑 現況地目 山林原野 21 筆 3, 098. 68 m²。

以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15 番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 5 号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第 5 号につきまして、一括して採決を行います。

議案第 5 号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和7年11月5日（水）午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

配布しました開催要領のとおり、地域別農業委員・推進委員研修会を令和7年12月9日（火）に美濃市健康文化交流センター多目的ホールで開催します。

後日、案内文書を送付しますので、ご参加ください。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

(印)

6 番

(印)

7 番

(印)